

# 【鎌倉市住宅改修Q&A】

手すりの取り付け		
NO	質問	回答
1	手すりには、円柱形などの握り手すりのほか、上部平坦型(柵状のもの)もありますが、住宅改修の対象になりますか。	住宅改修の対象となります。高齢者によっては、握力がほとんどない場合やしっかり握れない場合もあるので、高齢者の身体状況に応じて手すりの形状を選択することが重要となります。
2	以前に設置した手すりが老朽化したことから、その手すりを撤去し、新たに手すりを設置する場合は、住宅改修の対象となりますか。	単に老朽化したことが原因である場合は、住宅改修の対象とはなりません。また、握ると手に棘が刺さる等の理由は身体状況の理由ではないため対象とはなりません。
3	手すりの取り付けの際にねじを使用せずに、固定剤(エポキシ剤)による取り付けを行った場合は、住宅改修の対象となりますか。	質問の固定剤(エポキシ剤)による取り付けの場合は、住宅改修の対象となります。(国通知及び国Q&A)手すりの取り付けについては、ねじ止め等取り付け工事を伴うものについては住宅改修の対象となり、床に置いて使用するものについては、福祉用具貸与の対象となります。
4	廊下に手すりを設置したいですが、扉の開閉ができなくなる等の理由から、一方が固定されていて、もう一方ははねあげ式になっている可動式の手すりを設置する場合は、住宅改修の対象となりますか。	動作または取り付け位置の環境条件から、可動の必要性がある場合には、可動式の手すりを設置した場合も対象となりますので、理由書にその必要性を明記してください。その理由から必要性を勘案し、適否を判断することになります。
5	靴箱や家具等に手すりを付ける場合、住宅改修の対象となりますか。	固定されていない靴箱や家具等に手すりを取付ける工事は、住宅改修の対象とはなりません。
6	既存の手すりの高さが合わないため、位置変更の施工費と補強材費のみ申請することはできますか。	部品代を除く施工費と補強材費のみの申請も可能です。
7	利用者の身体状況の変化等により、既存の手すりでは機能が十分でなくなつたため、既存の手すりを取り外して新しい手すりを設置する場合、既存の手すりの撤去に係る費用も住宅改修の対象となりますか。	既存の手すりの撤去費用についても、手すりの取付けに伴う付帯工事として、住宅改修の対象となります。
8	手すりの取付けの下地補強の際、張替えの必要になったクロス費用は、住宅改修の対象となりますか。	下地補強に伴って壁全体のクロスを張替えした場合、クロス費用は支給対象とはなりません。ただし、面積で按分算出することが可能であれば、手すりの取付けに伴い下地補強した部分のみ支給対象となります。
9	柵やペーパーホルダーと一体型の手すりは、住宅改修の対象となりますか。	柵やトイレトペーパーの取付け部分と一体型の場合は、取付け部分については手すりの範囲を超えているため、手すり部分のみが対象となります。その際、柵やペーパーホルダーと手すり部分の金額を按分して、工事費内訳書(見積書等)に算出方法を明示してください。
10	利用者が洗濯物を干すために、二階に上がる階段やベランダに手すりを取付ける場合、住宅改修の対象となりますか。	利用者の日常生活上必要な動作に関わるものであると認められる場合には、支給対象となります。なお、当該事例については、日常生活上必要と認められるため、支給対象となります。
11	以前に住宅改修にて浴室に手すりをつけていましたが、浴室をリフォームしたため既存の手すりを取り外しました。今回また同じところに手すりをつけたいですが対象となりますか。	手すりの付け替えについては、利用者の身体状況の変化等で新たな位置に取り付ける場合は対象となっています。この場合については、リフォームのために取り外したものを同じところに付け直すという理由であるため、対象とはなりません。
12	同一家屋にトイレ(玄関・勝手口等出入口)が2箇所あり、そのどちらにも手すりをつけたいですが対象となりますか。	日常生活上の基本的な動作等(主に入浴・排泄・移動・外出)の目的において、本人の生活動線上にあり、利用頻度の高い方の改修が対象となります。ただし、例外として①トイレについて小便器と大便器、②玄関と勝手口について外出用と洗濯物干し用等、使用理由が異なる場合は身体状況や代替策、使用頻度、家屋状況を聞き取り対象と認める場合もあります。また、同時申請ではなく、時間をあけて同一目的の他の箇所に住宅改修を希望する場合には、別申請にて前回からの身体状況や生活状況・生活動線の変化について記載したものを提出し審査することとなります。
段差の解消		
13	玄関から道路までの通路の階段の段差を緩やかにする工事は、住宅改修の対象となりますか。	段差の解消として支給対象となります。また、必要以上に幅員があると判断した場合は、必要部分を按分して支給対象とします。ただし、施工箇所が本人宅の敷地であっても、実態が通路として近隣の共用がされているような土地の場合は、給付対象としては認めていません。
14	床段差を解消するため、浴室用にすのこを制作し、設置する場合は住宅改修の対象となりますか。	浴室内のすのこは、特定福祉用具の入浴補助用具の浴室内のすのこ(浴室に置いて浴室の床の段差の解消ができるものに限る)に該当するものと考えられるので、住宅改修ではなく福祉用具購入の対象となります。ただし、既製品の加工又は特注のすのこを作成し、ねじ止め等取り付け工事により住宅に固定する場合は、住宅改修の対象となります。
15	浴室と浴槽の段差解消を目的とした浴槽の交換は対象となるが、付属品(シャワー、シャワー金具、蛇口等)についても認められますか。	浴槽の交換については、認められますが、付属品は基本的に認められません。ただし、浴槽と付属品が区別できない場合は対象となる可能性があります。
16	上がり框の段差の緩和のため、台を設置したり、上がり框の段差を2段にしたりする工事は住宅改修の対象となりますか。	式台については、ねじ止め等取り付け工事により固定されているものは床段差の解消として住宅改修の対象となりますが、持ち運びが容易なものは対象外となります。また、上がり框を2段にする工事も段差の解消として住宅改修の対象となります。
17	高齢者が自立して入浴又は介助して入浴できるよう、浴室床と浴槽の高低差や浴槽の形状(深さ、縁の高さ等)を適切なものとするために浴槽の取り替えも、住宅改修の対象となりますか。	浴槽の縁も、玄関の上がり框と同様、「段差」に含まれるものとして考えられるため、対象となります。
18	昇降機、リフト、段差解消機等動力により床段差を解消する機器を設置する工事は、住宅改修の対象となりますか。	昇降機・リフト・段差解消機等動力により床段差を解消する機器を設置する工事は、住宅改修の対象となります。また、手動であっても、これらの設置工事は住宅改修の対象外となります。しかし、稼動式、固定式、据置式のリフトについては、移動用リフトとして福祉用具貸与の対象となります。
19	浴槽を取り替える工事に伴い、給湯器も交換する必要がありますが、給湯器を取り替える工事についても、付帯工事として対象となりますか。	浴槽の取替えに伴う付帯工事として認められます。ただし、付帯工事として対象となるのは、浴槽の取替えに伴い、給湯器を交換しなければ使用できなくなる場合に限りです。また、一つの給湯器で複数の居室の給湯が可能となるものに取り替える場合は、浴室に係る給湯機能の部分のみが付帯工事の対象となります。
20	ユニットバスを購入し、設置することにより段差の解消を行う場合、保険給付の対象となりますか。	(1) 脱衣所と浴室の段差解消を目的とするために行うユニットバスの購入設置。(浴室の床部分の改修) (2) 浴室床を滑りにくい床材への変更を目的とするユニットバスの購入設置。(浴室の床部分の改修) (3) 浴室床と浴槽底の高低差や浴槽の形状(深さ、縁の高さ等)を適切なものとするために行うユニットバスの購入設置。(浴槽の改修)
21	浴室の段差解消・滑りにくい床材への変更をユニットバスの購入設置により行う場合、住宅改修の対象となりますか。	(1)、(2)、(3)、それぞれ介護保険の住宅改修の対象となります。なお、ユニットバスの購入設置の目的が(1)のみの場合、(2)のみの場合、(3)のみの場合には、当該部分を面積按分等により保険給付の対象となる工事費を按分することとなります。浴室の床部分の改修及び浴槽の改修双方の目的をもった住宅改修の場合であっても、必ずしもユニットバス購入設置費全てが住宅改修の対象となるわけではなく、出窓や壁面収納等住宅改修の目的以外のもので工事費用から控除できるものは保険給付の対象とはなりません。(国Q&A)
22	浴室の段差解消・滑りにくい床材への変更をユニットバスの購入設置により行う場合、住宅改修の対象となりますか。	ユニットバス化の工事自体は、住宅改修の対象として認められていませんが、浴室の段差解消・滑りにくい床材への変更等を、ユニットバスの購入設置により行う場合、対象工事が適切に按分されていれば支給対象となります。ただし、介護とは無関係な利便性や快適性の機能を有する商品は、介護保険住宅改修制度の趣旨に沿わず対象外となります。
23	浴室床と浴槽底の高低差や浴槽の形状(深さ、縁の高さ等)を適切なものとするために行うユニットバスの購入設置。(浴槽の改修)	身体的理由により必要と認められる場合には、支給対象となりますので、改修が必要な理由を理由書に具体的に記載してください。

24	車いす等で移動するためにスロープを設置した場合、転落防止の車止めを創設する工事は住宅改修の解消となりますか。	段差の解消の付帯工事、転落防止柵の設置(スロープの設置に伴う転落や脱輪防止を目的とする立ち上がりの設置)として、住宅改修の対象となります。
25	床の段差解消を行うため、スロープを設置する際にもともとある床を解体する必要がある場合、その床の解体費についても段差解消に必要な費用として住宅改修の対象となりますか。	スロープを設置するために、床を解体・撤去する費用は、床の段差解消に必要な費用として住宅改修の対象となります。
26	洗濯物を干すため、ベランダから出入りをする必要がある場合、ベランダと部屋の段差解消は、住宅改修の対象となりますか。	利用者の日常生活上必要な動作に関わるものであると認められる場合には、支給対象となります。なお、当該事例については、日常生活上必要と認められるため、支給対象となります。

## 滑りの防止及び移動の円滑化等の床又は通路面の材料の変更

27	滑りの防止を図るための床材の表面の加工(溝をつけるなど)は、住宅改修の支給対象となりますか。また、階段に滑り止めのゴム等を付けたリカーベットの張り付けたりする場合は支給対象となりますか。	いずれも床材の変更として住宅改修の支給対象となります。 なお、ノンスリップが突き出していたり、あまりに滑りが悪いとつまづき転落する危険性もありますので、工事に当たっては十分に注意が必要です。ただし、カーベットを置くだけであれば、住宅改修の対象とはなりません。
28	通路面の材料の変更としてはどのような材料が考えられるでしょうか。また、この場合の路盤の整備は付帯工事として住宅改修の対象となりますか。	例えば、コンクリート舗装、アスファルト舗装、タイル舗装、レンガ舗装等が考えられます。路盤の整備は付帯工事として住宅改修の対象となります。
30	通路面について、滑り防止を図るための舗装剤への加工(溝をつけるなど)や移動の円滑化のための加工(土舗装の転圧など)は、住宅改修の支給対象となりますか。	いずれも、通路面の床材の変更として住宅改修の支給対象となります。
31	廊下の床の取り替えについては、「滑りの防止又は移動の円滑化等のための床又は通路面の材料の変更」となっていますが、車いすの通行により痛んだ廊下の床材を取り替えることについても、「移動の円滑化」として住宅改修の対象となりますか。	老朽化や物理的・化学的な摩耗、消耗を理由とする工事は、床の修繕・補修工事にあたるため、住宅改修の対象とはなりません。
32	滑り止め機能を有するマットを浴室内に敷くこと(床面への接着はしない)も住宅改修の対象となりますか。それとも入浴補助用具として福祉用具購入費の支給対象となりますか。	マットを浴室内に置くだけであれば、住宅改修の対象とはなりません。また、福祉用具の購入の対象にもなりません。(本市実例)
33	滑り止めシートを浴槽の縁や底に貼る場合、住宅改修の対象となりますか。	浴槽の縁や底は、床や通路ではないため、住宅改修の対象とはなりません。
34	石やタイル、木材等に滑り止めの塗料を塗布することで微細な穴が開き、表面張力により滑りにくくなるという改修は、床材の取り替え等として対象とすることができますか。	塗布による工法についても、対象となります。ただし、効果の持続性が3～5年ということなので、この工法を利用することの妥当性・必要性について検討したうえで判断してください。
35	移動を円滑にするため、玄関先の樹木を別の場所に移したり、伐採したりする工事は、住宅改修の対象となりますか。	改修工事の種類に該当しないことから、住宅改修の対象外となります。
36	畳等からフローリングに変更する工事は住宅改修の対象となりますか。	車いすや歩行器を利用している場合など、身体状況等から必要性が明らかな場合には、「滑りの防止及び移動の円滑化等のための床または通路面の材料の変更」として、住宅改修の支給対象となります。
37	身体状況から転倒が予想される箇所について、転倒した際のケガを防ぐため、住宅改修によりクッション性がある床材に取替えることはできますか。	転倒した際のケガを防ぐという目的であれば、住宅改修の支給対象とはなりません。

## 引き戸等への扉の取り換え

38	扉そのものは取り替えませんが、右開きの戸を左開きに変更する工事は住宅改修の対象となりますか。	扉そのものを取替えない場合であっても、要介護者の身体状況にあわせて性能が変われば、扉の取替えとして住宅改修の対象となります。具体的には、右開きの扉を左開きに変更する場合、ドアノブ式をレバー式に変更する場合、戸車を設置する場合等が考えられます。
39	既存の引き戸が重く開閉が容易でないため、引き戸を取り替える場合は住宅改修の支給対象となりますか。	既存の引き戸が重く、開閉が容易でないという理由があれば支給対象となります。ただし、既存の引き戸が古くなったからといって新しいものに取り替えるという理由であれば、支給対象とはなりません。
40	車椅子利用者が浴室の扉が重く1人で開められないために、扉を変更することで戸幅を拡張する必要がある場合は住宅改修の対象となりますか。引き戸から引き戸への変更でも可能ですか。	利用者の身体状況から扉を取り替えることにより開閉を容易にすることから住宅改修の支給対象となります。
41	雨戸を取り替える工事については住宅改修の対象となりますか。	住宅改修の扉の取り替えは、扉を取り替えることにより移動の円滑化をはかることを目的としていると考えられることから、被保険者の庭等への出入りがなく、単に雨戸を開け閉めするだけということであれば、住宅改修の対象とはなりません。庭へ出入りするために、雨戸を開け閉めする必要があるのであれば、支給の対象となります。
42	扉の開閉が困難であるため、既存の扉をカーテンに取り替えたいが、その際、扉枠の撤去とカーテンレールの取り付け工事について、住宅改修の対象となりますか。	利用者の身体状況と、カーテンに交換した場合の状況(居室等のプライバシー、室温、耐久性等)を考慮したうえでの取替えであれば、住宅改修の対象となります。 なお、取り外しができるカーテンについては対象外となりますが、扉枠の撤去とカーテンレールの取り付け工事については、交換に伴う付帯工事として対象となります。
43	車いすでの移動を容易にするために、既存の扉を撤去したいが、住宅改修の対象となりますか。	扉の取替えの拡充として支給対象となります。
44	車いす利用者が、車いすのままトイレと洗面室に入れるようにするため、扉の撤去と間口の拡張を行う場合、扉の撤去に伴う付帯工事として、間口を広げる工事も住宅改修の対象となりますか。	扉の撤去については、住宅改修の支給対象となります。扉の撤去後、新しい扉を付けず、間口を広げる工事は、扉の取替えに伴う付帯工事に該当しないため、住宅改修の対象とはなりません。
45	排泄に介助が必要であるため、介助のスペースを確保する目的で、住宅改修によりトイレの扉を「内開きから外開き」に変更することは可能ですか。	介助者のサポートがないと目的が達せられず、利用者や介護する者の負担の軽減につながる場合は、住宅改修の対象となります。

## 洋式便器等への便器の取り替え

46	リウマチ等で膝が十分に曲がらなったり、便座から立ち上がるのがきつい場合等に、既存の洋式便器の便座の高さを高くしたい場合 ①洋式便器をかき上げる工事、 ②便座の高さが高い洋式便器に取り替える場合、 ③補高便座を用いて座面の高さを高くする場合は、便器の取り替えとして住宅改修の支給対象となりますか。	①は、住宅改修の対象となります。 ②は、既存の洋式便器が古くなったことにより新しい洋式便器に取替えるという理由であれば、支給対象とはなりません。質問のように当該要介護者に適した高さにするために取替えるという適切な理由があれば、便器の取替えとして住宅改修の対象となります。 ③は、住宅改修ではなく、腰掛便座(洋式便器の上に置いて高さを補うもの)として福祉用具購入の対象となります。
47	和式便座から暖房便座や洗浄機能等が付加された洋式便座への取り替えは、住宅改修の支給対象となりますか。	商品として暖房便座や洗浄便座一体型の洋式便器が一般的に供給されていることを考慮すれば、「洋式便器への便器の取替え」工事を行う際に、暖房便座や洗浄便座一体型の便器を取り付ける場合にあつては、住宅改修の支給対象に含めて差し支えありません。この場合、暖房便座や洗浄便座一体型の便器への取替えは、あくまでも便器の交換工事を認めたものであり、暖房・洗浄機能の電源を確保するための電気工事は付帯工事として対象とはなりません。
48	和式便座の上に置いて腰掛式に変換するものは住宅改修に該当しますか。	腰掛便座として特定福祉用具購入の支給対象となります。

49	身体に麻痺があることから、現状の洋式便器の便座に座れないので、洋式便器の向きを変える工事は、住宅改修の対象となりますか。	障害等に対応するように、現に使用している洋式便器の向きを変える工事も住宅改修の対象となります。また当該工事のために、トイレ内部の中扉を撤去する必要がある場合は、この中扉の撤去費用についても住宅改修の対象となります。
50	現在使用している和式便器を取り壊し、別の場所に新たに洋式便器を設置した場合は、住宅改修の支給対象となりますか。	和式便器のトイレを取り壊し、別の場所に洋式トイレを設置する場合は、和式便器を洋式便器に取替えたこととなるため、住宅改修の対象となります。しかし、既存の和式便器のトイレをそのままにし、新たに洋式トイレを設置する場合は、取替えに当たらないため、住宅改修の対象となりません。(国Q&A)
51	便器の取り替えに伴い、水洗化工事を行う場合、給排水工事は対象となりますか。	非水洗式和式便器から水洗式便器又は簡易水洗式洋式便器に取り替える場合は、浄化槽設置工事、公共下水道に接続する桝からトイレまでの排水管工事など、水洗化又は簡易水洗化の部分は保険給付の対象外です。便器の取り替えの付帯工事として認められる給排水設備工事は、便器の変更に伴う排水管の位置の変更部分のみです。
52	筋萎縮性側索硬化症の方が、病状が進行し、水を流すところまで手を上げられなくなったため、現在使用している洋式便器ごと取り替え、足で水を流せるタイプの洋式便器に取りかえるのは、住宅改修の対象にはなるでしょうか。	障害等に対応するために、現に使用している洋式便器の機能を変える必要がある場合は、住宅改修の対象となります。

## その他

53	領収書は、写しでも可能ですか。	申請時にその場で領収証の原本を提示してもらうことにより確認ができれば、写しでも差し支えありません。(平成12年4月28日厚生省老人保健福祉局老人保健課事務連絡)
54	住宅改修費の支給申請時に添付する必要がある改修前後の写真は、日付が分かるものとなっていますが、日付機能がない場合はどうすればいいですか。	工事現場などで黒板に日付等を記入して写真を撮っているように、黒板や紙等に日付を記入して写真に写し込むといった取り扱いをしてください。
55	要支援被保険者の「理由書」は誰が作成するのですか。	ケアプランを地域包括支援センターが作成している場合は、当該地域包括支援センターの主任ケアマネジャー・社会福祉士・保健師または住環境コーディネーターが作成します。ケアプラン作成を居宅介護支援事業所に委託している場合は、当該居宅介護支援事業所が作成することも可能です。
56	住宅の新築は住宅改修とは認められていませんが、新築住宅の施工日以降に手すりを取り付ける場合は、住宅改修の対象となりますか。	住宅の新築の場合は、住宅改修の対象種類の工事であっても保険給付の対象と認められていませんが、竣工日以降に手すりを取り付ける等の場合は、住宅改修の対象と認められます。
57	住宅を増築(または改築)した場合、住宅改修の対象となりますか。	新たに居室を設ける場合等は、住宅改修費の支給対象とはなりません。廊下の拡幅にあわせて手すりを取り付ける場合、便所の拡張に伴い和式便器から洋式便器に取り替える場合等は、それぞれ「手すりの取付け」、「洋式便器等への便器の取替え」に係る費用についてのみ、住宅改修費の支給対象となります。
58	賃貸アパートの共用部分は住宅改修の対象となりますか。	賃貸アパート等の集合住宅の場合、一般的に、住宅改修は当該高齢者の専用の居室内に限られるものと考えますが、洗面所やトイレが共同となっている場合など当該高齢者の通常の生活領域と認められる特別な事情により共用部分について住宅改修が必要であれば、住宅の所有者の承諾を得て住宅改修を行うことは可能であり、支給対象となります。しかしながら、住宅の所有者が恣意的に、当該高齢者に共用部分の住宅改修を強要する場合も想定されるので、高齢者の身体状況、生活領域、希望等に応じて判断すべきものとしします。
59	現在、入院している高齢者がまもなく退院する予定ですが、事前に住宅改修を行った場合、住宅改修の対象となりますか。また、特別養護老人ホームを退去する場合は対象となりますか。	入院中の場合は、居室において介護を受けるものではないため、居室サービスである住宅改修は認められないのが原則となっています。しかし、退院後の住宅について予め改修しておくため、入院中に住宅改修を着工し、退院後に住宅改修費の支給申請を行うことも必要と考えられるので、事前に住宅改修を行い、退院後に住宅改修費の支給申請を行うことは可能です。(退院しないこととなった場合は支給申請はできません。) 特別養護老人ホームを退去する場合も、本来退去後に住宅改修を行うものでありますが、同様に取扱いしても差し支えありません。
60	住宅の要介護高齢者が、着工時点においては存命でしたが、完了目前に死亡した場合において、住宅改修費の請求は可能ですか。	住宅改修中に要介護高齢者が死亡した場合は、「介護保険法第四十五条第二項居宅介護住宅改修費は厚生労働省で定めるところにより、市町村が必要と認める場合に限り、支給するものとする。」ということから、本市としては完了目前に死亡した場合、本人による使用実績がないものとして全て対象外といたします。これについては事前申請後に発送する事前確認通知の中にも記載されています。
61	介護保険の給付対象となる住宅改修について、利用者が施工業者から利用者負担分(施工費用の1割)の全部又は一部について、助成金や代金の返還等によって金銭的な補填を受けていた場合の取扱いはどうなりますか。	介護保険法上、住宅改修費の額は、現に当該住宅改修に要した費用の額の90/100に相当する額とされています。即ち、住宅改修の代金について割引があった場合には、当該割引後の額によって支給額が決定されるべきものであり、施工業者が利用者に対し利用者負担分を事後的に補填した場合も、施行代金の割引に他ならないことから、割引後の額に基づき支給されることとなります。なお、施工業者と相当の関連性を有する者から助成金等を受けていた場合についても同様です。
62	有料老人ホームや軽費老人ホームの住宅改修を行うことは可能ですか。	有料老人ホーム等については、本来高齢者の利用に適したものとなっているはずであるため、住宅改修を行うことは想定されていません。しかし、身体状況に応じ、個別の対応が必要な場合は、住宅改修の対象となります。ただし、対象となるのは、居室等の専用部分のみで、共用部分は対象となりません。
63	同一住宅に2人(夫婦)の要介護者がかかる住宅改修については、重複しないように対象となる工事を設定しなければならぬとされていますが、トイレの改修工事において、便器の取り替え(和式から洋式)は妻(要介護1)、その床段差の解消と手すりの取付けについては夫(要支援)というように各々の必要に応じて、工事を設定することは可能ですか。	同一住宅に複数の要介護者がいる場合の取扱いは、要介護者毎に支給申請を行い、要介護者毎に限度額管理が行われます。同時に複数の要介護者にかかる住宅改修が行われた場合は、各要介護者に有意な範囲を特定し、その範囲が重複しないよう申請すれば住宅改修の対象となります。
64	保険給付の対象となる住宅改修には回数の制限がありますか。	回数の上限はありません。住宅改修費の上限は、1人現住居につき、20万円までとなります。(負担割合1割の方の場合、保険給付分は9割相当分となるので実際に給付を受けることができる額は自己負担額2万円を除いた18万円までとなります。)
65	要介護認定申請前に着工した住宅改修は対象となりますか。	要介護認定申請前に着工した住宅改修については、住宅改修の対象と認められません。
66	要介護(要支援)認定の申請中でも、住宅改修の事前申請を行うことは可能ですか。	要介護(要支援)認定の申請中であっても、住宅改修の事前申請を行うことができます。ただし、認定結果が「非該当」となった場合は、住宅改修費の支給対象とはなりません。全額利用者の自己負担となるため、事前申請前に被保険者及び家族等に、その旨を説明し、承諾を得た上で施工してください。
67	入所(入院)中の施設から一時的に帰宅するため、住宅改修を行う場合、住宅改修の対象となりますか。	介護保険制度上、入所(入院)中の場合は、住民票上の住所地であっても、外泊時に在宅サービスの算定はできません。このため、住宅改修費の支給の対象とはなりません。
68	認知症対応型共同生活介護、特定施設入所者生活介護の利用者(入所者)で、介護保険証の住所が自宅にある場合、年末年始等の一時帰宅を目的として、自宅の段差解消等の住宅改修を行うことは可能でしょうか。	介護保険上は在宅扱いであるが、生活実態は自宅にないことから、給付対象となりません。
69	一度住宅改修の工事を行ったが、その住宅を建て直した場合、限度額の取扱いはどうなるか。	住宅改修を行った後に転居した場合、限度額はリセットされ、もう一度20万円までが給付対象となります。しかし、建て直しの場合、限度額はリセットされないため、前に行った工事も含めて限度額内の工事費が、給付対象となります。
70	要支援2のときに初回の住宅改修を行い、その後、認定の更新申請により要支援1となりました。その後、状態悪化により区分変更申請を行い、要介護3となった場合、「3段階リセットの例外」の対象となりますか。	「3段階リセットの例外」は、初回の住宅改修着工日時点の要介護状態区分を基準とします。今回のケースの場合、初回の住宅改修着工日時点では「要支援2」であり、「介護の必要性の程度」は2段階のみ重くなっていることから、「3段階リセットの例外」の対象とはなりません。 ※「介護の必要性の程度」において、「要支援2」と「要介護1」は、同じ段階として扱います。
71	負担割合の基準日はいつですか。	住宅改修費の支給については、「領収書記載日(領収年月日)」を基準日として、利用者負担割合を適用します。
72	住宅改修費の支給対象外の工事も含めて行う場合、住宅改修の申請はできますか。	住宅改修費の支給対象となる住宅改修に併せて、支給対象外の工事も行う場合は、対象部分の抽出、按分等により、住宅改修費の支給対象となる費用を算出し、工事費内訳書(見積書等)に算出方法を明示してください。
73	住宅改修を自分や家族(家族が経営している工務店が施工する場合も含む。)が行う場合、見積書等どのようなものを提出すればいいのでしょうか。	材料費代のみが介護保険の対象となりますので、事前審査時には、購入予定先の業者(店舗)が発行する見積書か、部品の購入予定金額がわかる書類(カタログ)の写しと改修する箇所記載した平面図及び写真を提出してください。支給申請にあたっては、償還払いと同様に改修対象者本人宛の材料費の領収書及び施工後の写真を添付してください。

74	住宅改修支給申請の効力は2年間とのことですが、その起算日の基準はいつからですか。	代金支払日(領収書の日付)からの起算になります。
75	住宅改修費の支給申請書に添付する領収書については、(保険給付の当事者でもあり改修費用支払者である)申請者(当該被保険者)宛名のものですべきと考えるが、(介護保険給付対象外の)他の家屋改造等と一体的に発注をされた場合、当該被保険者外(たとえば家族)宛名の領収書を、申請書の添付書類とすることについての可否は如何。またもし可であれば、どの範囲まで認められるのか。	あくまで居宅介護住宅改修費の支給は、介護保険法第40条第4項にもとづき被保険者に保険給付されるものであり、他の住宅改造と一体に工事されたとしても、介護保険の住宅改修の対象となる部分について工事費内訳書で明示し、領収書は被保険者名とする必要がある。
76	着工承認通知があれば、住宅改修費は支給されますか。	着工承認通知は事前申請の工事内容が介護保険住宅改修対象工事であることの審査をし承認されたことをお知らせするもので、支給決定ではありません。支給決定は工事完了後の支給申請をもっています。
77	申請書の提出は郵送でも可能か。	郵送でも受付していますが、事前申請については、書類不備があった際に着工期限に間に合わない場合がありますので、期限にゆとりをもってご申請ください。